

## 令和4年度 実施方針の策定の見通しの公表について

鳥 取 県  
米 子 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条による公表は下表のとおりです。

名 称	事業期間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担 当
米子新体育館整備事業	事業契約締結日から令和24年3月31日まで	現米子市民体育館の解体、米子新体育館の整備、維持管理、運営及び米子市東山公園内施設の維持管理、運営	米子市東山町地内	令和4年12月（予定）	<鳥取県> 地域づくり推進部 スポーツ振興局 スポーツ課 電話：0857-26-7919 <米子市> 経済部文化観光局 スポーツ振興課 電話：0859-23-5426